

令和 8 年 7 月 6 日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会
会 長 松 本 和 彦

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 7 年 5 月 28 日付け高総収第 323 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

第 1 当審査会の結論

本件審査請求は棄却するべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人の父（以下「納税義務者 A」という。）及び審査請求人の母（以下「納税義務者 B」といい、納税義務者 A 及び納税義務者 B を合わせて「納税義務者ら」という。）がそれぞれ滞納した令和 3 年度市府民税及び延滞金、令和 4 年度市府民税及び延滞金並びに令和 5 年度市府民税及び延滞金を徴収するため、高槻市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対して地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 11 条の 8 の規定に該当する事実があるとして納税義務者 A の滞納に係る第二次納税義務に係る賦課決定処分（高総収第 6091 号）（以下「本件処分 1」という。）及び納税義務者 B の滞納に係る第二次納税義務に係る賦課決定処分（高総収第 6092 号）（以下「本件処分 2」とし、「本件処分 1」及び「本件処分 2」を合わせて「本件処分」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件処分の理由として、審査請求人が所有している高槻市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号の不動産（土地・家屋）（以下「高槻市物件」という。）に係る改装工事費、▲▲市△△△△番地△の不動産（土地・家屋）（以下「▲▲市物件」という。）に係る購入資金の一部、売買契約の手付金及び仲介手数料、改修工事費及びミニログハウスの新築工事費、ポルシェマカンの購入代金の一部、ポルシェ 911 及びジープコンパスの購入代金（これら本件処分の原因となった金銭の支出をまとめて「本件支出」といい、別紙中アの①～⑪に当たる。）について、審査請求人は納税義務者らから利益を受けており、その利益の限度額について第二次納税義務を負うとしたところ、審査請求人は、本件処分には事実誤認があるとして、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分 1 及び本件処分 2 の取り消しを求めてそれぞれ審査請求を行った。

なお、令和 6 年 3 月 4 日付けの本件処分に係る通知書によると、納税義務者らが滞納した金額等と処分庁が審査請求人に対して第二次納税義務者として納付を求めた金額等は次表のとおりである。

【本件処分 1 関係（納税義務者 A の滞納金額）】

年度	税目	税額	納期限	備考（法定納期限）
令和 3	市府民税	□□□□□□円	令和 5 年 12 月 25 日	令和 3 年 6 月 30 日
令和 4	市府民税	□□□□□□円	令和 5 年 12 月 25 日	令和 4 年 6 月 30 日
令和 5	市府民税	□□□□□□円	令和 6 年 1 月 31 日	令和 5 年 6 月 30 日

※別途、延滞金を要する。

【本件処分 1 関係（審査請求人に納付を求めた金額等）】

金額	納期限
□□□□□円（延滞金を要す）	令和 6 年 3 月 15 日

【本件処分 2 関係（納税義務者 B の滞納金額）】

年度	税目	税額	納期限	備考（法定納期限）
令和 3	市府民税	□□□□□□円	令和 5 年 12 月 25 日	令和 3 年 6 月 30 日
令和 4	市府民税	□□□□□□円	令和 5 年 12 月 25 日	令和 4 年 6 月 30 日
令和 5	市府民税	□□□□□□円	令和 6 年 1 月 31 日	令和 5 年 6 月 30 日

※別途、延滞金を要する。

【本件処分 2 関係（審査請求人に納付を求めた金額等）】

金額	納期限
□□□□□円（延滞金を要す）	令和 6 年 3 月 15 日

第 3 審理関係人の主張の要旨

- 1 本件処分に対する審査請求人の主張は、審査請求書、反論書、主張書面等の内容を総合すると、おおむね次のように要約される。

(1) 第二次納税義務を負う金額について

第二次納税義務を負う金額は、本件支出のうち下記ア及びイに係る金額が限度である。このほかのものは、審査請求人が祖父母からもらったお小遣いを貯めたタンス預金及び労働により取得した給与から貯蓄した貯金など、審査請求人の財産で賄っている。

ア 本件処分 1 に係るもの

- (ア) ポルシェマカンの購入代金の一部（別紙中ア①）

5 6 8 万 1, 2 0 0 円

- (イ) 高槻市物件に係る改装工事費（別紙中ア②）

2 8 6 万 8, 7 8 5 円

- (ウ) ポルシェ 9 1 1 の購入代金（別紙中ア③）

2, 0 2 2 万 2, 9 7 0 円

(エ) ミニログハウスの新築工事費（別紙中ア⑦）

140万円

(オ) ▲▲市物件に係る改修工事費の一部（別紙中ア⑧）

700万円

イ 本件処分2に係るもの

(ア) ポルシェマカンの購入代金の一部（別紙中ア⑩）

330万円

(イ) ▲▲市物件に係る購入資金の一部（別紙中ア⑪）

60万円

(2) 第二次納税義務を負わない金額とその理由について

ア ▲▲市物件に係る売買契約の手付金及び仲介手数料及び購入資金の一部（別紙中ア④、⑤、⑥）

▲▲市物件に係る不動産売買契約の手付金300万円、同契約に係る仲介手数料87万円、購入代金377万7,491円については、審査請求人が自身の財産から支出しているため、第二次納税義務を負わない。

イ ▲▲市物件に係る改修工事費の一部（別紙中ア⑧）

▲▲市物件に係る改修工事費721万256円のうち21万256円については、審査請求人が自身の財産から支出しているため、第二次納税義務を負わない。

ウ ジープコンパスの購入代金（別紙中ア⑨）

ジープコンパスの購入代金300万円については、審査請求人が自身の財産から支出しているため、第二次納税義務を負わない。処分庁は納税義務者らの財産からの支出であると主張するが、これは大阪国税局による無予告の調査後に発生した支出であり、納税義務者らの財産は全て差し押さえられていたため、納税義務者らが支出することは不可能であった。当該差し押えにより、ポルシェを差し押さえられ、通勤や日常生活に支障をきたしたため、審査請求人が自身のタンス預金から購入したのである。ただ、審査請求人は、日常、会社員として働いており、購入に係る手続は納税義務者らに任せ、ごく一部しか自ら動いていない。子どもが自分の車を買うのに、両親に任せることは普通である。購入資金さえ出せば、自分の名義にして当然である。

また、処分庁は、審査請求人が事情聴取において237万円で購入したと申述したことと実際の支出金額が一致しないことを指して、審査請求人の申述には信ぴょう性がないと主張するが、ジープコンパスの購入代金については取得価額が237万円であり、車検等の諸費用を含めれば300万円となるので申述内容は事実である。

(3) タンス預金について

上記(2)に係る金額は、幼少期より審査請求人の祖父母からもらったお小遣いを貯めたタンス預金、銀行預金及び労働により取得した給与から貯蓄した審査請求人自身の財産で賄っている。給与の振込口座を三井住友銀行へ変更した令和2年3月9

日から令和6年5月まで、審査請求人は現金を一切出金せずに生活していたことから、審査請求人にタンス預金があったことは明らかである。処分庁は、タンス預金の金額にしては大きすぎるとの常識論を根拠としており、国民の権利を侵害する根拠にはなっていない。

また、処分庁は、納税義務者らの預金口座からは、第二次納税義務の対象となっている高額の出金を賄うだけの現金出金があると論じているが、これは令和3年1月1日から令和5年12月31日までの長期にわたる現金出金を根拠としており、具体的な直前出金を指摘しているわけではない。また、審査請求人においても平成28年から令和2年までの間に915万円の現金出金があるが、この点を処分庁は無視している。

審理員は、審査請求人のタンス預金の存在に「客観的根拠がない」と主張するが、そもそもタンス預金というものに「客観的根拠」など存在するものではない。タンス預金については、令和5年8月1日に大阪国税局が、納税義務者らに事前に通知することなく自宅に臨場して審査請求人の部屋以外を全て現場確認し、3,000万円が確認されている。このタンス預金が納税義務者らのものであることは、納税義務者ら及び処分庁の双方で認識が一致している。

このように納税義務者らには当時タンス預金があったということが客観的に立証されているのに、審査請求人にはタンス預金がないという審理員の判断は、客観的に間違っているというべきである。

審査請求人は、現金を持つことが基本であるため、社会人になって給与が銀行に振り込まれるとすぐに出金してタンス預金で持っており、銀行で貯蓄するという感覚は、持ち合わせていなかった。しかし、高槻市物件を購入する際に、はじめてお金を借り入れて返済をしなくてはいけなくなったため、給与を出金することはしなくなった。これらは、審査請求人の銀行口座の動きから客観的に確認できることであり、タンス預金を常日頃としていなければ説明できない。

審理員は、クレジットカードの引き落としをもって、審査請求人が生活費を使用しているというが、それは生活費ではなく、ネットゲームの課金による支出であり、社会人になり飲み食いにもお金を使うようになるが、それは、全てタンス預金で賄っているのが実情である。

(4) 総括

審査請求人及び審理員（処分庁）のどちらもタンス預金を根拠に正当性を主張している。しかし、審理員が主張するタンス預金は、令和4年7月31日までの出金であり、同年8月1日以降の出金はわずか115万5千円で、大阪国税局の調査により納税義務者らのタンス預金3,000万円が滞納金に補填されたことで、納税義務者らのタンス預金は実質ゼロとなったというべきである。たとえ、過去に多額の出金があったとしても、納税義務者らはそのほとんどを消費し、無駄遣い（ポルシェ911、ポルシェマカン、ブランドバッグ、宝石類、高級腕時計等を購入）し、令和5年8月1日の大阪国税局の調査以降、多額の支出をすることは不可能である。

にもかかわらず、財産の侵害を伴う納税義務の履行を求める行政処分において、不十分な証拠書類で処分することは正当性を欠く。一方、審査請求人の預金口座の状況（令和2年3月23日以降、現金出金が一切なくなったこと）は、タンス預金がなければ説明できない。

以上のとおり、別紙中キに記載の金額について第二次納税義務は負わない。

2 本件処分に対する処分庁の主張は、弁明書等の内容を総合すると、次のように要約される。

処分庁は、証拠書類の確認、関係者からの聞き取り、贈与申告書の閲覧等の調査を行い、本件支出は、審査請求人が納税義務者らから財産の無償譲渡を受けたものと認めるに足る事実があるため、本件処分を行った。

審査請求人は、幼少期に祖父母からもらったお小遣いや労働により取得した給与をタンス預金として貯めていた自身の財産で、本件支出を賄っている旨を主張している。しかし、審査請求人が主張する幼少期からお小遣いを貯めて貯蓄したタンス預金に関しては、その存在を証する資料の提出はなく、また、審査請求人の銀行口座からは、本件支出のうち自身の財産で賄ったとする金額に相当する現金出金の事実は認められない。

審査請求人は平成28年から令和2年の期間において給与の入金があるとほぼ全額出金していたが、令和2年3月9日から令和6年5月まで現金を出金せず生活ができている事実は、タンス預金がなければ説明がつかないとし、この間、タンス預金で生活費等を賄っていた旨を主張している。仮に、審査請求人の主張のとおりであれば、令和2年3月9日から令和6年5月までの生活費等を全てタンス預金で賄いながら、本件支出のうちジープコンパスの購入代金や▲▲市物件の購入資金など約1,065万円を自身のタンス預金から支出したということになる。これは通常想定されるタンス預金の額を大きく上回っており、あまりにも無理な主張である。

一方で、納税義務者Aは、令和3年1月1日から令和5年12月31日まで自身のゆうちょ銀行の口座から日常的に現金を出金しており、別紙中クのとおり、本件支払の直前には、それに足る現金を出金している。各支出と現金の出金が完全に一致するわけではないものの、現金を出金している期間は各支出と近接しており、また、当該支出をするだけに足りる金額の現金出金がなされていることが認められる。

これらの事情を踏まえると、納税義務者Aが高額の現金出金をするようになって以降、審査請求人が現金出金をしなくなったという事実は、審査請求人が自身のタンス預金で生活を営んでいたというよりも、むしろ納税義務者Aからの日常的な金銭援助で生活を営むようになったと考える方が合理的である。また、審査請求人は本件支出の一部に関して、納税義務者Aがその資金を支出したことを認めており、納税義務者Aから審査請求人へ金銭援助があったことが事実として確認でき、日常的な金銭援助が常態化していたと考えられる。このほか、審査請求人の主張には一貫性がなく、主張に変遷が見られる部分もあり、信ぴょう性に欠ける。

以上のことを総合的に考慮すると、本件支出は納税義務者らから財産の無償譲渡を受けたものと考えられ、本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 成立要件

法第11条の8において、第二次納税義務は、①納税者がその財産につき、無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を行ったこと、②①の処分が徴収金の法定納期限の1年前の日以後になされたものであること、③納税者の滞納徴収金につき、滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められること、④徴収不足が①の処分に起因すると認められることを満たす場合に成立する。そして、これらの要件を満たすときの滞納者の親族が第二次納税義務を負う範囲は「処分により受けた利益」が限度となる。

もっとも、本件審査請求における審理関係人の主張からすると、①の納税義務者らによる無償譲渡の有無が主たる争点である。

2 無償譲渡の有無に係る全般的な判断

- (1) 審査請求人は、本件支出の一部は、自身のタンス預金で賄った旨を主張するが、それらを客観的に示す資料は提示されていない。また、令和2年3月以降はタンス預金があったから給与を一切引き出すことなく生活ができていたとも主張するが、令和6年4月26日付けで、処分庁が審理員に提出した本件処分の理由となる事実を証する書類その他の物件（以下「処分庁提出物件」という。）の預金通帳の写しを見ると、クレジットカードの使用が確認でき、これを使用して日常生活を送ることは可能である。したがって、現金を一切引き出していないことは、タンス預金があったことの根拠にはならないし、そもそもタンス預金があることをもって本件支出が審査請求人の資産で賄ったことの証明にもならない。現金は、保管場所の移動や親子間での資産の移転が容易にできるものであり、本人の労働等の対価として取得したものであるのか、または譲渡を受けたものであるのか一見して判断することができないため、本件支出の原資が誰に帰属するものかについては、審査請求人及び納税義務者らの収入や資産の取得、背景事情等を総合的に勘案するのが合理的である。

本件については、以下の事情が確認できる。

- ア 本件支出のあった令和3年1月26日から令和5年9月27日までの期間において取引履歴のある銀行口座の通帳を確認したところ、本件支出に充てるための出金した記録は確認できない。また、平成28年から令和2年までの間に銀行口座から約915万円の出金があるものの、それらがタンス預金として貯蓄されたことを確認することはできない。
- イ 審査請求人は、幼少期に祖父母からもらったお小遣いを貯めて、平成27年頃までに1,100万円を超えるタンス預金があったと主張している。なお、審査請求人の年齢は、処分庁提出物件から平成27年当時、25歳であったとみられる。

ウ 処分庁提出物件等から、審査請求人は奨学金を借り入れていたことが確認できる。当該奨学金制度の借入条件は、経済的理由により就学が困難な者が対象で、保護者の所得により申込資格の有無が判定される。審査請求人は令和3年1月から令和4年9月まで毎月9,000円、令和4年10月には9万6,000円を返済した事実が確認できる。

エ 審査請求人の給与は、処分庁提出物件の通帳を確認したところ、月におよそ20万円から30万円、賞与支給月と思われる6月と12月は40万円から60万円で、世間一般的にみて平均的な収入額であると思われる。

オ 審査請求人は、令和2年3月に高槻市物件の住宅ローン融資を受け、さらに令和4年11月に▲▲市物件の住宅ローン融資を受け、合計で毎月16万円を超える返済を続けている。その間の令和3年1月から令和5年9月までの3年間でこれらの住宅ローンの返済を除いて本件支出に係る約1,700万円をタンス預金等から支出したと主張している。

カ 一方で、納税義務者Aは、令和3年1月12日から令和5年9月27日までの期間において、自身の預金口座から約1億4,000万円を出金しており、本件支出に充てるだけの現金出金を確認できる。この点、納税義務者らは、出金した資金はオンラインカジノに使ったなどの証言をしているものの、それらを証する書類の提出はない。また、審査請求書の内容、事情聴取の内容、処分庁によるジープコンパスの販売会社への調査などから、納税義務者らが本件支出に関して主体的に関与していたことがうかがえる。

(2) これらの事情を考慮すると、幼少期からお小遣いを自宅で貯めてタンス預金をしていたとする審査請求人の主張は、社会通念に照らしてにわかに信じ難く、仮に、幼少期からお小遣いを自宅で貯め、自身が労働等して取得した給与も自宅で貯めるような人物が、令和2年に高槻市物件、令和4年に▲▲市物件を購入し、これらの住宅ローンの支出とは別に、令和3年から令和5年までの間に約1,700万円を支払うなど、自身の収入に見合ったものとは思えない支出をするとは常識的に考え難く、あまりにも都合が良すぎる主張である。また、審査請求人の主張内容の一部については、一貫性がなく、信ぴょう性に欠ける部分が認められる。

(3) 以上から、本件支出について、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は、根拠に乏しく採用することはできるものではない。

3 無償譲渡の有無に係る個別の判断

(1) 別紙中ア①について

審査請求人は、納税義務者Aからポルシェマカンの購入代金898万1,200円の贈与を受けた旨を申告しているから、別紙中ア⑩の下取り価額330万円を除いた568万1,200円について、納税義務者Aから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(2) 別紙中ア②について

審査請求人又は納税義務者らは、高槻市物件に係る改装工事費286万8,785

円を事業者を支払っている。高槻市物件は審査請求人の所有物であり、当該改装工事は、当該家屋の価値を高めるものである。上記２のとおり、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は採用できるものではないことから、その原資は納税義務者Ａから提供されたものと考えることが合理的であり、納税義務者Ａから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(3) 別紙中ア③について

審査請求人は、ポルシェ９１１を２，０２２万２，９７０円で購入し、自己の所有物として登録している。また、審査請求人は、納税義務者Ａからポルシェ９１１の贈与（２，０２２万２，９７０円）を受けた旨を申告しているから、納税義務者Ａから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(4) 別紙中ア④から⑥までについて

審査請求人は、▲▲市物件に係る不動産売買契約の手付金３００万円、同契約に係る仲介手数料８７万円を事業者を支払っている。また、審査請求人は、納税義務者Ｂから１，５００万円を借り入れ、これに３７７万７，４９１円を合わせた合計１，８７７万７，４９１円を自身の銀行口座に入金し、▲▲市物件の購入代金として事業者を支払ったことが認められる。これについて、審査請求人の預金口座から上記支出に相当する現金の出金は確認できないこと、上記２のとおり、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は採用できるものではないことから、その原資（３００万、８７万円及び３７７万７，４９１円）は納税義務者Ａから提供されたものと考えることが合理的であり、納税義務者Ａから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(5) 別紙中ア⑦について

審査請求人又は納税義務者らは、ミニログハウスの新築工事費１４０万円を事業者を支払っている。令和３年１月１日から当該工事費が支払われた日までの間に納税義務者Ａの預金口座から工事費に足る現金の出金が認められ、他方で審査請求人の預金口座から工事費に足る現金の出金は確認できないこと、上記２のとおり、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は採用できるものではないことなどから、その原資は納税義務者Ａから提供されたものと考えることが合理的であり、納税義務者Ａから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(6) 別紙中ア⑧について

審査請求人又は納税義務者らは、▲▲市物件に係る改修工事費７２１万２４６円を事業者を支払っている。▲▲市物件は審査請求人の所有物であり、当該改修工事は、当該家屋の価値を高めるものである。令和３年１月１日から当該工事費が支払われた日までの間に納税義務者Ａの預金口座から工事費に足る現金の出金が認められ、他方で審査請求人の預金口座から工事費に足る現金の出金は確認できないこと、上記２のとおり、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は採用できるものではないことなどから、その原資は納税義務者Ａから提供されたものと考えることが合理的であり、納税義務者Ａから審査請求人に対して財産の無償譲渡があっ

たものと認められる。

(7) 別紙中ア⑨について

審査請求人は、ジープコンパスを300万円で購入し、自己の所有物として登録している。購入代金は、1万円を現金で販売店に支払い、その二日後に販売店の預金口座に299万円を振り込んでいる。令和3年1月1日から購入代金を支払うまでの間に納税義務者Aの預金口座からジープコンパスの購入代金に足る現金の出金認められ、他方で299万円の振り込みの直前に審査請求人の預金口座に同額の現金入金があるものの、これについて審査請求人から合理的な説明はなく、上記2のとおり、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は採用できるものではないことなどから、その原資は納税義務者Aから提供されたものと考えることが合理的であり、納税義務者Aから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(8) 別紙中ア⑩について

審査請求人は、ポルシェマカンを買89万8千1200円で購入しているところ、当該購入代金のうち330万円は、納税義務者Bが所有していたポルシェパナメーラを下取りに出しているから、納税義務者Bから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(9) 別紙中ア⑪について

納税義務者Bは、審査請求人の預金口座に60万円を振り込み、審査請求人は▲▲市物件に係る購入資金の一部として事業者を支払っていることから、納税義務者Bから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認められる。

(10) 総括

上記(1)から(9)までのとおり、本件支出について、審査請求人が自身の資産で賄ったとする主張は、根拠に乏しく採用することはできず、本件支出の原資となる金銭は納税義務者らからそれぞれ無償譲渡されたと判断することが合理的であり、法第11条の8に規定されている第二次納税義務に係る①の要件を満たす。

4 第二次納税義務に係るその他の要件について

上記1のとおり、審査請求人の主張からすると、法第11条の8に規定されている第二次納税義務に係る要件①の無償譲渡の有無について争っているものと認められるが、他の要件(②から④まで)を満たしているかについても念のため検討する。

(1) 要件②について

②にある「1年前の日」とは、法定納期限の1年前の応当日のことであるが、契約の成立時と、それに基づく譲渡等の処分がされた時とが異なる場合は、譲渡等の処分がされた時により1年前の日以後であるかどうか判定するものとされている(地方税務研究会編「地方税法総則逐条解説」191頁)。令和5年12月8日付けで納税義務者らに賦課決定された市府民税課税通知の法定納期限及びその1年前の日とは、それぞれ次のとおりである。

課税処分	法定納期限	1年前の日
令和3年度市府民税	令和3年6月30日	令和2年6月30日
令和4年度市府民税	令和4年6月30日	令和3年6月30日
令和5年度市府民税	令和5年6月30日	令和4年6月30日

本件処分の原因となった財産の無償譲渡は、納税義務者らのいずれも最も早いもので令和3年1月26日であり、法定納期限の1年前の日である令和2年6月30日以後になされた譲渡であるため、②の要件を満たしている。

(2) 要件③について

本件処分の納付書を発送した令和6年3月4日時点において、納税義務者らの滞納額が合わせて7,000万円を超えていた。処分庁は、令和6年2月8日に納税義務者らの自宅を捜査し、46万円を差し押さえているが、滞納額を満たす財産は見つかっていない。また、納税義務者らは納税に充てる財産が無い旨の供述をしており、新たに滞納処分ができる財産は判明していないことから、徴収すべき額に不足することが明らかであり、③の要件を満たしている。

(3) 要件④について

徴収不足が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、当該無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいうとされている。そうすると、納税義務者らから審査請求人に対する一連の財産の無償譲渡がなければ、処分庁はそれに相当する財産の差し押さえを執行し、4,803万702円を徴収できたと認められることから、納税義務者らに対する徴収不足は、一連の財産の無償譲渡に基因するといえ、④の要件を満たしている。

(4) 総括

上記(1)から(3)までのとおり、法第11条の8に規定されている第二次納税義務に係る②から④までの要件を充足し、法令等に従って適正になされていることから、本件処分は違法又は不当なものとは認められない。

5 結論

以上から、本件処分には何ら違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張はいずれも理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書と同旨であり、本件審査請求を棄却すべきとしている。

第6 当審査会の判断理由

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された諮問書類一式及び当審査会が確認した事実によれば、本件審

査請求に係る審理員の審理経過は、以下のとおりである。

- (1) 審理員は、令和6年4月19日付けで、処分庁に対し、同月26日までに弁明書を提出するよう求めた。
- (2) 審理員は、令和6年4月19日付けで、本件処分1に係る審査請求及び本件処分2に係る審査請求を併合した。
- (3) 審理員は、令和6年4月26日付けで、処分庁から弁明書及び当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件（処分庁提出物件）の提出を受けた。
- (4) 審理員は、令和6年5月13日付けで、審査請求人に対し、同年6月14日までに反論書を提出するよう求めた。
- (5) 審理員は、令和6年6月14日付けで、審査請求人から反論書の提出を受けた。
- (6) 審理員は、令和6年7月1日付けで、処分庁に対し、同月31日までに再弁明書を提出するよう求めた。
- (7) 審理員は、令和6年7月30日付けで、処分庁から再弁明書の提出を受けた。
- (8) 審理員は、令和6年8月8日付けで、審査請求人に対し、同年9月20日までに再反論書を提出するよう求めた。
- (9) 審理員は、令和6年9月18日付けで、審査請求人から再反論書の提出を受けた。
- (10) 審理員は、令和6年10月2日付けで、処分庁に対し、同月31日までに再々弁明書を提出するよう求めた。
- (11) 審理員は、令和6年10月29日付けで、処分庁から再々弁明書の提出を受けた。
- (12) 審理員は、令和6年11月1日付けで、審査請求人に対し、同月29日までに再々反論書及び口頭意見陳述の希望があれば口頭意見陳述申立書を提出するよう求めた。
- (13) 審理員は、令和6年11月15日付けで、審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
- (14) 審理員は、令和6年12月26日に審理関係人を招集し、口頭意見陳述を実施した。
- (15) 審理員は、令和7年1月30日付けで、審理関係人に対し、審理を終結する旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年3月31日である旨を通知した。
- (16) 審理員は、令和7年3月25日付けで、審理関係人に対し、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を、同年5月7日に変更した旨を通知した。
- (17) 審理員は、令和7年5月13日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

審理員は、本件支出が納税義務者らによる無償譲渡といえるかについて検討したう

えで、審査請求人らの主張はいずれも失当ないし理由がなく、本件処分は違法又は不当なものとは認められないと判断している。したがって、当審査会は、第二次納税義務に係る審理員の判断に不合理な点がないかについて検討する。

(1) 第二次納税義務に係る要件と争点について

法第11条の8において、滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う旨が規定されている。

審理員においては、本件における第二次納税義務の成立要件を①納税者がその財産につき、無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を行ったこと、②①の処分が徴収金の法定納期限の一年前の日以後になされたものであること、③納税者の滞納徴収金につき、滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められること、④徴収不足が①の処分に起因すると認められることを満たす場合に成立すると整理した上で、審理関係人の主張内容から、主たる争点は要件①に係る点であると判断している。これについて、審理員の判断の合理性について以下検討する。

(2) 第二次納税義務に係る要件①について

本件処分について、審査請求人は本件支出のうち上記第3の1(2)のものは、審査請求人が祖父母からもらったお小遣いを貯めたタンス預金及び労働により取得した給与から貯蓄した貯金など、自身の財産で賄ったから第二次納税義務の対象外である旨を主張している。一方、処分庁は、お小遣いをタンス預金として貯蓄していた証拠がないこと、審査請求人が自身のタンス預金で賄ったとする主張は、その金額に鑑みれば通常想定されるタンス預金の額を大きく上回っており、社会通念上相当性がないこと、納税義務者Aが預金口座から高額の出金をするようになって以降、審査請求人が預金口座から出金しなくなった事実は、納税義務者Aから日常的に金銭援助を受けていたと考えることが自然であること、本件支出の一部については、納税義務者Aがその資金を支出したことを審査請求人が認めていることなどを理由に、本件支出は納税義務者らからの金銭援助又は資金の無償譲渡を受けたものであることが強く推認されるから、第二次納税義務の対象となる旨を主張している。

これについて、審理員は、審査請求人がタンス預金を持っていたことをもって、本件支出が審査請求人の財産で賄われたことの証明になるものではなく、審査請求人が納税義務者らから本件支出に係る財産の無償譲渡を受けたか否かの判断に当たっては、審査請求人及び納税義務者らの収入や資産の取得、背景事情等を総合的に

勘案することが合理的であるとしている。

当審査会においても改めて審理関係人の主張内容を確認したところ、審査請求人はタンス預金の存在を一つの理由として、本件支出のうち上記第3の1(2)の物件については財産の無償譲渡を受けていないと主張しているが、タンス預金に係る客観的な証拠を示すことはできていないし、そもそもタンス預金に係る客観的な証拠があったとしても、本件支出に係る財産の無償譲渡を受けていないという決定的な証拠になるものでない以上、本件事案に係る周辺状況や関連事実から無償譲渡の有無を合理的に推論するほかなく、審理員が本件について、審査請求人及び納税義務者らの収入や資産の取得、背景事情等を総合的に勘案することが合理的であると判断したことや、それを踏まえて、納税義務者らから審査請求人に対して財産の無償譲渡があったものと認定し、第二次納税義務に係る要件①を満たすと判断したことに特段不合理な点は認められない。

(3) 第二次納税義務に係るその他の要件について

審理員は、第二次納税義務に係る要件①が、本件審査請求の主たる争点であるとした上で、念のため、他の要件（要件②から④まで）を満たしているかについて検討している。

当審査会においても、第二次納税義務に係る②から④までの要件に係る審理員の判断を確認したところ、次のジープコンパスの購入代金（別紙中ア⑨）に係る無償譲渡の認定日（第二次納税義務に係る要件②関係）に関する判断を除き、特段不合理な点は見受けられなかった。

ジープコンパス購入代金（別紙中ア⑨）に係る無償譲渡の認定日について、審理員は、処分庁提出物件にある当該自動車の登録事項等証明書の登録年月日（令和5年9月27日）を無償譲渡があった日として認定しているところ、本件については当該自動車が譲渡されたわけではなく、これに係る購入資金が無償譲渡の対象とされている。そうすると、処分庁提出物件にある令和5年9月7日付けのジープコンパスの注文書に「一括振り込み、一万円お預かり」と記入されていること、審査請求人の預金口座の取引明細において令和5年9月8日に200万円及び99万円が2回に分けて入金され、翌日9日に299万円がオンライン振替により出金（摘要欄に注文先事業者名が表示されている。）されていることを合わせ考えれば、無償譲渡があった日は令和5年9月7日及び同月8日と認定することが適当と考えられる。

もっとも、当該認定も証拠書類から検討するに、上記日付を財産の無償譲渡があった日とすることが適当というだけで、実際に財産の無償譲渡があったとする日を特定することは難しい。そのため、遅くともジープコンパスの登録年月日までに財産の無償譲渡があったと考えられるから、審理員が自動車の登録事項等証明書を基に、令和5年9月27日（登録年月日）を無償譲渡があった日と認定したことも不合理とまではいえない。

上記のいずれの日付を無償譲渡があった日として認定したとしても、納税義務者

らが滞納している令和３年度から５年度までの市府民税の法定納期限は、上記第２の２のとおりであり、その１年前の応当日は、それぞれ令和２年６月３０日、令和３年６月３０日、令和４年６月３０日であるから、ジープコンパス購入代金（別紙中ア⑨）に係る財産の無償譲渡が市府民税の法定納期限の一年前の日以後になされたことは明らかであるから要件②を満たすというべきである。

(4) 総括

上記(1)から(3)までのとおり、法第１１条の８に規定されている第二次納税義務に係る要件を満たすから、本件処分には何ら違法又は不当な点は認められないとする審理員の判断に特段不合理な点は見受けられず、本件処分は違法又は不当なものと認められない。

第 7 結論

以上により、当審査会は「第 1 当審査会の結論」で述べたとおり答申する。

第 8 当審査会の処理経過

令和 7 年 5 月 2 8 日	・ 諮問書の受理
令和 7 年 6 月 3 0 日	・ 審査請求人からの主張書面の受理
令和 7 年 8 月 7 日	・ 審査庁からの事情聴取及び審査
令和 7 年 9 月 1 2 日	・ 審査請求人の意見陳述及び審査
令和 7 年 1 1 月 1 8 日	・ 審査
令和 8 年 4 月 2 0 日	・ 審査
令和 8 年 6 月 1 日	・ 審査
令和 8 年 7 月 6 日	・ 答申

別紙

			処分庁の主張	請求人主張				ク 納税義務者Aのゆうちょ銀行出金額 (処分庁調べ)	
	ア 物件	イ 譲渡日	ウ 本件支払の額 (無償譲渡された額)	審理員審理時点の内容		審査会審理時点の内容			
				エ 第二次納税義務の 対象となる額	オ 第二次納税義務の 対象外の額	カ 第二次納税義務の 対象となる額	キ 第二次納税義務の 対象外の額		
本件処分1 関係 (納税義務者A)	①ポルシェ マカンの購入代金の一部	令和3年1月26日	5,681,200	5,681,200	-	5,681,200	-	7,143,000円 (令和3年1月12日～令和3年1月26日)	
	②高槻市物件の改装工事費	令和3年8月31日	2,868,785	1,868,785	1,000,000	2,868,785	-	54,477,200円 (令和3年1月27日～令和3年8月31日)	
	③ポルシェ 9 1 1 の購入代金	令和4年1月25日	20,222,970	15,222,970	5,000,000	20,222,970	-	65,163,000円 (令和3年9月1日～令和4年1月25日)	
	▲▲市物件	④不動産売買契約の手付金	令和4年7月31日	3,000,000	-	3,000,000	-	3,000,000	19,718,000円 (令和4年1月26日～令和4年7月31日)
		⑤売買契約に基づく仲介手数料	令和4年7月31日	870,000	-	870,000	-	870,000	
		⑥購入資金の一部	令和4年11月11日	3,777,491	-	3,777,491	-	3,777,491	1,155,000円 (令和4年8月1日～令和5年9月27日)
		⑦ミニログハウス新築工事費	令和4年12月27日	1,400,000	-	1,400,000	1,400,000	-	
	⑧改修工事費	令和4年12月1日 及び令和5年1月26日	7,210,256	-	7,210,256	7,000,000	210,256		
	⑨ジープコンパスの購入代金	令和5年9月27日	3,000,000	-	3,000,000	-	3,000,000		
	計			48,030,702	22,772,955	25,257,747	37,172,955	10,857,747	147,656,200
本件処分2 関係 (納税義務者B)	⑩ポルシェ マカンの購入代金の一部	令和3年1月26日	3,300,000	3,300,000	-	3,300,000	-		
	⑪▲▲市物件購入資金の一部	令和4年11月7日	600,000	-	600,000	600,000	-		
	計			3,900,000	3,300,000	600,000	3,900,000	0	
合計			51,930,702	26,072,955	25,857,747	41,072,955	10,857,747		